

裾野市スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、裾野市スポーツ少年団（以下「本団」という。）規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者および役職員の登録に関することについて定める。

第2条 登録は、本団規程第2章の第4条にのっとり、本団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、各単位団より申請されたものを、本団が別に定める要件を具備したものをもち、本団から静岡県スポーツ少年団を通し、日本スポーツ少年団へ、申請する。

2 前項の登録にあたっては、本団、静岡県スポーツ少年団、及び日本スポーツ少年団が、それぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、各年度ごとこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 第3条の定めにより登録を行ったものに対し、日本スポーツ少年団において所定の認定がなされる。

第6条 登録の認定を受けたものが、本団規程第2章の第4条にふさわしくない行為があったと認められたときは登録が取消される。

2 前項の登録の取消にあたっては、本団本部委員会の議決を経て、取消される。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、本団本部委員会の会議を経て、別に定めることができる。

附則1 この規程は平成18年6月1日から施行する。

附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

裾野市スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、裾野市スポーツ少年団（以下「本団」という。）登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 本団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

- 2 本団単位団は、原則として小学生以上の団員10名以上と20歳以上の成人指導者1名以上で構成され、その登録にあたっては、日本スポーツ少年団が制定する登録用紙をもって毎年4月1日から6月30日までの期間中に、本団に申請するものとする。
- 3 指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることはできない。
- 4 単位団には1名以上の有資格指導者がいなくてはならない。ただし新規登録団については、年度内にその登録指導者が資格を取得すればよいものとする。
- 5 本団は上記手続きを経たスポーツ少年団をとりまとめ、所定の登録用紙を添えて、7月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。
またこの時、所定の登録用紙をもって裾野市スポーツ少年団所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
- 6 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名500円（内訳、日本スポーツ少年団300円・静岡県スポーツ少年団100円・裾野市スポーツ少年団100円）指導者・役職員1名1,000円（内訳、日本スポーツ少年団700円・静岡県スポーツ少年団300円）とする。
- 7 登録に際し、名称を「 スポーツ少年団」とする。
- 8 新規登録に際し、単位団規約・指導者名簿・団員名簿・事業計画書・会計予算書等、及びスポーツ傷害保険登録証等の資料を備えるものとする。
- 9 新規登録の認定にあたっては、本団本部委員会にて決議される。
- 10 更新登録に際しては、スポーツ少年団登録用紙の提出のみとする。
- 11 単位団規約は、日本スポーツ少年団の理念を十分に具備したものであることとする。
- 12 本団登録規程施行細則第2条第8項の資料について、本団本部長の提示依頼がある場合、速やかに提示できるものとする。
- 13 登録に際し、団員・指導者・母集団等、団活動に係わる者に対し、スポーツ傷害保険に加入するものとする。

第3条 本団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

- 2 新規登録団については、団認定証と認定リボンが日本スポーツ少年団より交付されるとともに、機関紙が送付される。また、スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- 3 更新登録団については、認定リボンが日本スポーツ少年団より交付されるとともに機関紙が送付される。
- 4 団員については、団員章が交付される。
- 5 指導者については、登録証ならびに指導者章が交付される。
- 6 役員については登録証を交付する。

第4条 前条による認定を受けた団、団員、指導者は裾野市、静岡県、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用を認められる。

第5条 この細則は本部委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は平成18年6月1日から施行する。

附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。